

八幡市地域生活支援事業 Q & A

令和8年4月改定

● 移動支援事業

Q 1 出発地点と到着地点が自宅以外でも利用できますか。

A 1 移動支援の利用目的が基準を満たしている、かつ利用者の安全が確保されている状況である場合はこの限りではありません。(例: 家族による送りで事業所等でのレクリエーションを過ごした後、事業所等を出発地点として移動支援のサービスを利用したい場合→可)

Q 2 介護保険のサービス利用者は地域生活支援事業を利用できますか。

A 2 介護保険で対応できるサービスは、介護保険サービス優先となります。余暇活動等に参加される場合は移動支援が利用できます。

Q 3 未就学児は利用できますか。

A 3 原則、利用できません。障がいの有無に関わらず、未就学児が余暇活動のために一人で外出することを想定しないため基本的には利用できません。ただし、未就学児・保護者の状況によっては利用できる場合があります(未就学児に多動性や他害行為がある等保護者での対応が難しい場合・保護者の疾病等)。また、その場合は保護者の同行が可能です。

Q 4 プールや銭湯への移動支援は利用できますか。

A 4 余暇活動としての移動支援は利用できます。算定について、プールサイド等で見守るだけでは対象になりませんが、更衣や排せつ介助が必要な場合、安全確保のため支援者が一緒にプールや銭湯に入る場合は算定対象となります。

Q 5 グループホームの入居者は移動支援を利用して通院できますか。

A 5 原則、グループホーム職員に依頼してください。また、グループホームでの対応が難しい場合の通院については移動支援ではなく介護給付(通院等介助)での対応となります。

Q 6 宿泊を伴う旅行には移動支援を利用できますか。

A 6 利用できません。ただし、行き帰りのみの利用は可能です。

Q 7 他府県へ行く際、利用はできますか。

A 7 利用できます。他府県までの行き帰りの利用や、他府県で待ち合わせをして現地で利用ができます。ただし、八幡市の事業所登録が必要ですので、事前にご相談ください。移動支援の利用時間数となるのは利用者が支援を受けている日中の移動時間のみとなります。

(新規)

Q 8 ヘルパーが運転する車で目的地へ移動することはできますか。

A 8 ヘルパーが運転をしている間は、ヘルパーが専ら利用者の支援を行っているとはいえなため、認められません。公共交通機関としてタクシーや介護タクシーを利用する場合など、運転手以外に利用者を支援するヘルパーが同行する場合のみ認められます。

(新規)

Q 9 散歩のために移動支援を利用することはできますか。

A 9 利用できません。移動支援は目的地があり、社会参加・余暇活動の目的が達成される外出が利用対象となります。

(新規)

Q10 通学に移動支援を利用することはできますか。

A10 移動支援は「通年（定期的なもの）かつ長期（概ね3か月を超えるもの）にわたる外出」については利用できません。通学は「通年かつ長期にわたる外出」に該当するものであり、原則、移動支援は利用できません。ただし、ひとりで通学ができるようになることを目的としている等については、3か月を上限として、利用を認める場合があります。

● 日中一時支援事業

Q 1 未就学児の利用はできますか。

A 1 利用できません。保護者での対応が難しい場合は障害児通所サービスをご案内しますのでご相談ください。

Q 2 障害福祉サービスや障害児通所サービス後の利用はできますか。

A 2 利用できます。

Q 3 入浴の利用頻度について基準はありますか。

A 3 原則、生活介護を利用してください。日中一時支援で入浴を利用する場合は週2日の範囲内で利用可能です。

※利用に際して不明な点があれば、障がい福祉課へお問い合わせください。

八幡市役所障がい福祉課

電話番号：075-983-2129